



貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の概要

1. 事業の概要

利用者が安全性の高い事業者を選びやすくする等の観点から、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度。国が貨物自動車運送の秩序の確立のために指定した機関(全日本トラック協会)が38の評価項目を設定し、同機関内の安全性評価委員会において認定。本事業は、平成15年7月から開始され、22,242事業所(全事業所の26.5%)が認定を受けている(平成28年3月現在)。

※ 貨物運送事業所数:83,851(平成28年3月現在)

2. 認定要件

① 以下の評価項目において、基準点数を満たすとともに、評価項目の評価点数(100点満点)の合計が80点以上であること。

I. 安全性に対する法令の遵守状況、II. 事故や違反の状況、III. 安全性に対する取組の積極性

② 貨物自動車運送事業法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

③ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び労働保険(労災保険・雇用保険)への加入が適正になされていること。

3. 各評価項目における評価の仕組み

I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点40点)

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員による巡回指導の結果を用います。

- ・過労防止に配慮した乗務割りの作成及び休憩時間等の適正管理
- ・過積載による運行を行っていない
- ・点呼の実施及び記録の適正保存
- ・運転日報の作成及び適正保存
- ・乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督
- ・定期点検基準の作成、適正な点検・整備の実施及び記録簿の保存
- ・運輸安全マネジメントの的確な実施

II. 事故や違反の状況 (配点40点)

国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用います。

事故実績 (配点20点):基準日から過去3年間の死傷事故等の有無

違反(行政処分)実績 (配点20点):基準日における行政点数の累積状況

III. 安全性に対する取組の積極性 (配点20点)

申請者から提出された、安全性に対する取組状況についての自認書及びその証明資料を用います。

- ・事故防止対策マニュアル等の活用
- ・事業所内で安全対策会議を定期的に関催
- 等の全11項目

4. 安全性優良事業所に対するインセンティブ

国土交通省

- ・違反点数の消去 (違反点数算定期間の短縮 3年間→2年間)
- ・IT点呼の導入 (対面点呼をテレビカメラなどで代用可能)
- ・点呼の優遇 (2地点間を定時運行する場合の他営業所における点呼、同一敷地内のグループ企業間の点呼が可能)
- ・補助条件の緩和 (CNGトラックなど低公害車に対する補助について最低導入台数要件の緩和 3台→1台)
- ・安全性優良事業所表彰(安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所を表彰)

損保協会

- ◎保険料の割引 (一部の損害保険会社では、安全性優良事業所の認定を受けた事業者に対し、独自に保険料の割引を実施)